

健感発0307第2号
平成25年3月7日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」の一部改正について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成25年3月7日厚生労働省令第23号)が平成25年3月7日公布されたところである。

また、麻しん対策について、平成24年12月14日付けで「麻しんに関する特定感染症予防指針(平成19年12月28日厚生労働省告示第442号)」が改正され、平成25年4月1日より適用されることである。これを踏まえ、届出様式において、臨床診断後に原則として検査診断を行うこととし、麻しん患者か否かを、より精緻に判断出来るように変更することとした。

このほか、E型肝炎のIgA検査等、最近の知見から診断方法として認められると判断された検査方法、検査材料等について、追加・修正することとした。

以上について、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」(平成18年3月8日健感発第0308001号)について、別添の新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知の上、関係機関に周知願いたい。

なお、本改正については、平成25年4月1日から施行する。